

政府等へ意見書・決議

次の意見書案5件と決議案1件を可決し、政府等に送付しました。

◇ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

次の事項を実現するよう強く要望する。(1)ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること(2)身体障害者福祉法上の肝機能障害がいによる身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。(全員賛成)

◇中国による防空識別区の設定の即時撤回を求める決議

昨年11月23日、中国政府は、東シナ海防空識別区を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による防衛的緊急措置を採る旨を発表した。中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものであり、即時撤回すべきである。

同盟国である米国をはじめ、自

由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む国際社会及び国連をはじめとする国際機関と緊密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命、財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講じるよう強く要望する。

(全員賛成)

◇子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための意見書

次の事項を強く要望する。(1)子ども子育て支援新制度の導入に当たっては、同制度の実施主体である自治体及び保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見を踏まえた上で国として十分な議論を行うこと(2)同制度の設計に当たっては、全ての子供に平等に保育を保障する観点から、小規模保育事業における保育士定数や安全基準の緩和、幼保連携型認定こども園における公定価格の差別化をせず、公的責任の在り方、認定の仕組み、子供の保育時間などについても格差を生じさせないこと(3)児童福祉法第24条第1項の保育所における自治体の保育実施責任を確認し、保育所の基準や運営費等の規定を十分配慮して、政省令に反映させること(4)同制度の実施に当たっては、制度の実施主体である市町村が地域の

ニーズに基づき、これまでの水準を低下させずに総合的な施策を展開できるよう、財源を確保すること(5)待機児童対策を先送りせず、保育の実施に責任を持つ市町村が計画的に保育所整備を進められるよう、国として国有地などの活用や財政措置の拡充などの対策を行うこと。安心こども基金については必要な財源を確保した上で継続し、対象事業の拡充を図ること(6)児童福祉施設最低基準を改善し、保育料引下げなど保護者負担の軽減を図ること。(全員賛成)

◇特定秘密保護法の拙速な成立に抗議し、法律の撤廃を求める意見書

昨年12月6日、参議院本会議において、特定秘密の保護に関する法律は、極めて拙速な国会審議により可決、成立した。この法律は、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に特定秘密と指定され、事実上永久的に国民に隠し続けることができるものである。

法案提出からわずか1か月余り、審議時間は衆参合わせて70時間にも満たないにもかかわらず、委員会でも突然質疑を打ち切り、強行採決された。これは議会制民主主義の破壊であり、内容面、手続面いずれにおいても国民主権、基本的人権という日本国憲法の基本原則をことごとく

じゅうりんするものであり、強く抗議する。

同法を撤廃するよう強く要望する。(賛成多数)

◇介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

次の事項について十分配慮の上、特段の取組が図られるよう強く要望する。(1)新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明を行うこと(2)特に介護給付と合わせて事業実施を行っている事業者等に対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取組を行うこと(3)これまでの地域支援事業は事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと。また、事業の詳細については、市町村の裁量で自由に取り組めるよう配慮すること(4)新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくり等の基盤整備が重要であり、こうした市町村における環境整備に合わせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力強化のため必要な人材の確保等については、消費税財源

を有効に活用すること。(賛成多数)

◆消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

軽減税率制度の導入へ向けて、平成25年(2013年)中に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図るよう強く要望する。(賛成多数)

なお、このほかに「公的年金2・5%の削減中止を求める意見書案」が提案されましたが、賛成少数で否決しました。

委員会提出議案

次の議案1件が議会運営委員会から提出され、全員賛成で可決しました。

◆グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の調査経費の追加

平成25年(2013年)度における本調査に要する経費に70万円を追加し、420万円以内とするものです。

常任委員会の審査から

各常任委員会に付託した主な議案について、審査した内容の一部(主な質疑項目、意見の概要)をお伝えします。

財政総務

吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議

(全員賛成で承認)

▲主な質疑項目▼

- 摂津市のみと消防通信指令業務の共同運用を行うことになった経過
- 同業務の共同運用に新たに加わる自治体が生じた場合の、通信指令機器等の更新の必要性
- 同業務の共同運用による救急車の



現在の指令情報室

現場到着時間短縮の可能性

○消防広域化の検討状況

行政財産を使用する権利に関する処分に係る異議申立てに対する決定(諮問第1号及び第2号)

(全員賛成で「市長と申立人の間において、異議申し立て内容について協議の場を持ち、双方が歩み寄り、解決に向けて努力すること。また、今後の対応についても十分な協議を行うこと。」と答申)

▲主な質疑項目▼

- 本件異議申し立てを棄却しようとする法的根拠
- 光熱水費や施設の維持管理費の負担を職員会館の使用許可条件にすることの妥当性
- 昭和52年(1977年)に本市と労働組合との間で締結した職員会館使用に関する協定書の法的効力
- 府内において、労働組合に行政財産の目的外使用を許可し、使用料を徴収している自治体の有無

文教産業

市民プールの指定管理者の指定

(全員賛成で承認)

▲主な質疑項目▼

- 指定管理者変更による使用料改定



片山市民プールの室内プール

の有無及び利用増加への市の関与

○指定管理者の自主事業を体育協会へ委託する計画等の妥当性

○指定管理者制度推進により、民間施設と同様の運営になる懸念

▲意見の概要▼

体育協会との関係について、疑惑を持たないように整理、改善するとの答弁があった。具体的な改善策を実行するよう求める。

子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの指定管理者の指定

(賛成多数で承認)

▲主な質疑項目▼

- 指定管理者候補者選定委員会の委員選定の在り方
- 指定管理者制度導入に伴う管理経費の削減額及び職員体制の変更点
- 青少年相談等の事業まで指定管理

の範囲が拡大される懸念

▲賛成意見の概要▼

ひきこもり等の相談業務の、安易な指定管理への移行は大変問題があるため、慎重に審議されたい。

▲反対意見の概要▼

本事業は、指定管理になじまない性格のものであり、原則、直営で事業を行うべきである。

福祉環境

地方独立行政法人市立吹田市民病院の重要財産条例

(賛成多数で承認)

▲主な質疑項目▼

○理事長による安易な財産処分危険性及び見積価額にかかわらず不動産処分を議決事項とする必要性
○市民理解を十分に得たうえで慎重な財産管理の実施

▲賛成意見の概要▼

○今後の方針等が明確になる中期計画の策定前に本案を提案した理由に説明し、理解を得ることが重要な条件である。

▲反対意見の概要▼

市民の財産である土地を売却等する場合すべて、公平性等を担保するため、本来議会の議決を経るべき

である。

地方独立行政法人市立吹田市民病院の引継ぎ職員条例

(全員賛成で承認)

▲主な質疑項目▼

○地方独立行政法人化に伴い引き継がれる職員の身分の取り扱い
○同職員の給与等の処遇変更点

○地方独立行政法人化後の職員体制の変更点及び抜本的な意識改革の必要性

▲意見の概要▼

人件費についてしっかり分析し、あまりにも高すぎる人件費比率などの是正案を早急に公表し、議会にも報告されたい。

病院事業設置等条例の廃止

(賛成多数で承認)

▲主な質疑項目▼

○地方独立行政法人化後の本市からの負担金の額が明確でない中、病院業務状況の説明書類作成に関する条例を廃止することへの懸念

○経営審議会廃止後の、経営に関する会議への市民参画の必要性

▲賛成意見の概要▼

市民の声を経営に反映する、収益追求に偏った経営をしない、よりよい医療サービスを提供するために、公募市民の委員を入れる努力に期待する。

▲反対意見の概要▼

市民病院の業務状況、経営状況等について、今後どのように議会、市民に説明し、納得を得る努力をしていくのか、分からない部分が多い。

地方独立行政法人市立吹田市民病院定款の一部変更

(全員賛成で承認)

▲主な質疑項目▼

○登記簿上の面積と実測面積が大きく異なる理由

▲意見の概要▼

合筆の前後で合計面積に大きな差があり、今まで財産管理ができていなかった点を強く反省されたい。

地方独立行政法人市立吹田市民病院に承継させる財産

(全員賛成で承認)

▲主な質疑項目▼

○地方独立行政法人化に伴い承継される財産の詳細
○承継財産の積極的な活用による医師と看護師の採用促進策

▲意見の概要▼

1 地方独立行政法人化スケジュールの遅れに対する不安を払拭するような答弁を3月定例会でされたい。
2 市民から財産を頂くからは、どれくらいの時価の財産を任せただけなのかを知る、そういう重さを感じなければならない。

病院事業会計補正予算

(全員賛成で承認)

▲主な質疑項目▼

○企業債起債時期を遅らせること等による支払利息削減努力の必要性

▲意見の概要▼

固定資産購入費を企業債で賄えば利息がかかる。企業債償還額の半分は市民負担になることを認識し、負担を減らす努力をすべきである。

一般会計補正予算中所管分

(全員賛成で承認)

▲主な質疑項目▼

◆廃棄物処理施設長期包括委託事業について

○アドバイザリー業務の結果を本市内部でも精査できる体制の整備の必要性

○トラブル発生時の対応も考慮し、アドバイザリー事業者と十分に協議可能な職員体制の充実の必要性

○適正な施設運営担保のための事前通告なしのモニタリング等の検討

○灰溶融設備稼働の見直しなど、長期包括委託導入よりもコスト削減が見込める取り組みの選択

○市長に契約等に関する疑惑がある中、将来的に数百億円の費用がかかる業務委託を拙速に進める理由
○長期包括委託期間の違いにより1年当たりの修繕費に差が出る理由



資源循環エネルギーセンター

廃棄物処理施設長期包括委託事業関連予算を修正したいとの原案修正の申し出があり、委員会はこれを承認しました。

市営葬儀条例の一部改正

(賛成多数で承認)

▲主な質疑項目▼

○消費税率5%への引き上げ時には実施しなかった使用料への即時転嫁を今回実施する理由

○国からの増税分転嫁要請に従い、市民負担を増加させる改定を安易に行うことのは是非

○消費税増税分を使用料に転嫁しない独自施策の実施

○消費税率10%への引き上げ時の使用料改定の可能性

▲反対意見の概要▼

近隣市では、改定の予定がないか又は検討中となっており、本市も何らかの処置ができるかと考える。

南山田デイサービスセンターの指定管理者の指定

(賛成多数で承認)

▲主な質疑項目▼

○株式会社等の新規参入団体の運営等に対するチェック体制の構築

○指定管理者変更による利用者への影響を軽減する対応の必要性

▲反対意見の概要▼

営利を目的とする事業体は公的福

社事業にそぐわず、管理経費の流用チェックをできない、撤退や倒産がありうるなど懸念材料が多い。

資源リサイクルセンターの指定管理者の指定

(全員賛成で承認)

▲主な質疑項目▼

○選定のために採点結果が悪くなる団体の非公募選定の継続の是非

○ガラス工房等の廃止理由及びそれに代わる環境啓発事業の取り組み

1 市民に人気のガラス工房等の廃止には、経費削減が先行し、市民ニーズにあまり耳を傾けようとしていない市政の姿勢が表れている。

2 天下り職員が多い団体が非公募で施設管理を続けており、選定結果も最低基準点に近い。評価の低さをどう取り返すか答えを出さきたい。

▲意見の概要▼

国民健康保険特別会計補正予算

(賛成多数で承認)

▲主な質疑項目▼

○基幹系システム再構築業務の債務負担行為をシステムことに設定することの是非

○より具体的に分かりやすい基幹系システム再構築方針作成の必要性

▲反対意見の概要▼

国の制度改悪に対して、市独自に負担増にならないような努力を行うという点で努力不足である。

建設

下水道条例の一部改正

(賛成多数で承認)

▲主な質疑項目▼

○下水道使用料に消費税増税分を転嫁しようとするに至った経緯

○増税分の市民負担緩和策の検討

▲反対意見の概要▼

消費税増税など市民負担が増えるのは明らかである。市民の暮らしを守る立場での考慮が必要である。

水道条例の一部改正

(賛成多数で承認)

▲主な質疑項目▼

○水道料金等に消費税増税分を転嫁しようとする理由

○個人使用者への増税分負担緩和策の必要性

○近隣市の水道料金等改定の状況

○水道料金等改定の状況

○水道料金等改定の状況

○水道料金等改定の状況

○水道料金等改定の状況



泉浄水所の沈殿池など